

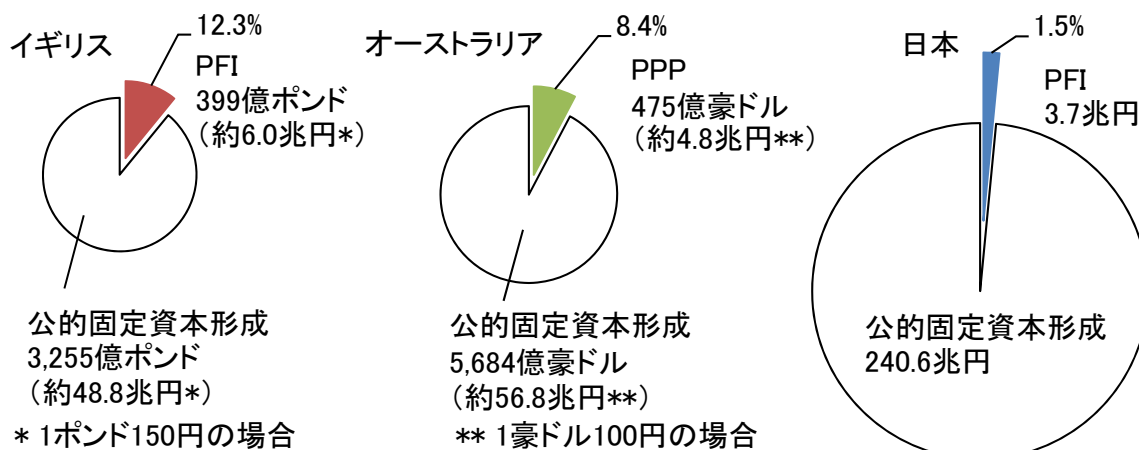
老朽インフラの大規模更新に向けたPFIの可能性と公的債務の国際比較に関する留意点

- 日英豪の民間資金を活用したインフラ整備に関する比較分析 -

<要旨>

- ・公的債務残高を減少させる目標年度を比較すると、オーストラリアは2012年度、イギリスは2015年度、日本は2020年度に設定されていた。日本の債務残高は対GDP比で200%を超えているため、財政健全化には時間を要する。
- ・インフラ整備の水準を対GDP比で見ると、イギリスおよび2005年までのオーストラリアと比べて、日本は高い水準で推移してきた。今後、老朽化が進む日本のインフラについて、多額の更新投資が必要になると懸念される。
- ・直近10年間で比較すると、インフラ整備費のうちPPP/PFI(民間資金を活用したインフラ整備)が占める割合はイギリスで12.3%、オーストラリアで8.4%に達する一方、日本では1.5%(金額にして3.7兆円)に過ぎなかった。しかしながら、日本の厳しい財政状況の中で老朽化するインフラを更新していくには、財政負担を軽減するPFIを活用していかざるを得ない状況と考えられる。
- ・将来的にPFIがより活用される可能性に備えて、日本の公的債務が諸外国と比べて過大評価されないように、PFIに関する国民経済計算(GDP統計)のルールを、国際基準に合わせることを検討する必要がある。国民経済計算において、PPP/PFIが公的債務の金額に与える影響は、各国の計算ルールに応じて異なる。イギリスとオーストラリアでは日本と異なり、公的部門から民間へのリスク移転の度合いによっては、PPP/PFIに基づく資産・負債が公的部門からオフバランスされる。日本においても、2016年に国民経済計算の作成基準が2008 SNAへ移行することに伴い、同様のルールが導入される可能性があり、適切な運用が期待される。
- ・公的部門から民間へのリスク移転の度合いは、PPP/PFIが公的債務の金額に与える影響を左右するとともに、VFM(PFI導入の効果)の算定にも影響を与える。物価上昇に伴って費用が増加するリスクや、完工遅延に伴って費用が増加するリスクなど、通常の公共事業において公的部門が抱えているリスクが、PFIでは民間に移転される場合、リスク移転によって公的部門の負担が軽減した、とVFM算定にあたって評価される。近年の日本のPFIについて、VFM算定にあたってリスク移転が評価された事業は少数にとどまる。2008 SNAへの移行を契機に、リスク移転の評価について改めて認識が広がることが期待される。

図表 直近10年間の公的固定資本形成のうちPPP/PFIが占める割合



注)各国の集計手法が完全に一致しない可能性があること等に留意する必要がある。

(お問い合わせ先) 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 副調査役 外間政貴
Tel: 03-3244-1750 E-mail: mahokam@dbj.jp

三カ国のうち日本が最も長期的な財政目標を設定

1 財政目標の比較

図表 1 は、2012 年の G20 ロスカボス・サミットで示された各国の財政目標をまとめたものである。公的債務残高を減少させる目標年度を比較すると、オーストラリアは 2012 年度、イギリスは 2015 年度、日本は 2020 年度に設定されていた。

図表 2 が示すとおり、日本では一般政府の債務残高が対 GDP 比で 200%を超えているため、財政健全化に向けて長期的な目標設定が必要となる。一方、日本と比較して債務残高の少ないイギリスおよびオーストラリアでは、より短期的な目標が掲げられている。

図表 1. 財政にかかる政策コミットメントと進捗状況

	コミットメント	進捗状況
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・Spending Review 2010に定められた歳出削減計画を実行。 ・2015-2016年度までに、景気循環調整された財政収支を黒字化させ、純債務の対GDP比を減少させる。 ・年金受給年齢の65歳から66歳への引き上げや公的年金改革等を通じて、長期的な財政課題に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年12月、財務相は2015-2016年度を目標としていた債務削減が一年遅れ、2016-2017年度となることを表明。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の純債務を減少させ、2012-2013年度までに財政黒字化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2012-2013年度予算において、15億豪ドルの財政黒字を確保する見通しであったが、2012年12月、財務相は財政黒字化が困難であることを表明し、2013年5月、財政黒字化が2016-2017年度にずれ込む見通しを示した。
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方の基礎的財政収支(プライマリバランス)について、遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減(▲3.2%)、遅くとも2020年度までに黒字化。 ・2021年度以降において国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下。 ・2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることなどの方針を定めた社会保障・税一体改革成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けて、消費税率の段階的引上げ(2014年4月に5%から8%、2015年10月に10%)を含む「社会保障・税一体改革大綱」を2月17日に閣議決定し、所要の税制改正法案を2011年度内の3月30日に国会に提出した。 ・2012年8月10日、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法が成立。

出所: 外務省(2012年6月)、「G20 ロスカボス・サミット、政策コミットメント」に加筆

図表 2. 対 GDP 比の債務残高の比較(一般政府ベース)

(単位: %)

	2010	2011	2012(予)	2013(予)	2014(予)
イギリス	85.6	99.9	105.3	110.4	113.9
オーストラリア	23.5	26.7	29.3	28.9	28.0
日本	192.7	205.3	214.3	224.3	230.0

出所: OECD. (27 Nov 2012). Economic Outlook 92 database.より作成

日本のように長期的な目標を設定した場合、それを達成できない場合に目標を見直すタイミングが遅くなることが懸念される。2013年2月28日の経済財政諮問会議において、国・地方のプライマリーバランスが2013年度に対GDP比で▲6.9%に悪化する(2011年度実績は▲6.2%)という予測が示された。財政目標の達成は、厳しさを増したと考えられる。しかしながら、会議において、財政目標(国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに対GDP比▲3.2%、2020年度までに黒字化)の達成を目指すことが示され¹、目標の見直しは行われていない。

一方、より短期的な目標を掲げたイギリスおよびオーストラリアでは、すでに目標を達成できないことを財務相が明らかにしている。このため、財政目標を見直さざるを得ない状況である。

2015年度まで 1-1イギリスの財政目標

の債務削減を イギリスでは、保守・自民連立政権が2010年10月にSpending Review 2010(歳出見直し)を発表し、目指したイギリス 2015年度までに純債務の対GDP比を減少させる、という財政目標を設定していた。しかしながら、2012年12月5日、イギリス財務相は2015-2016年度を目標としていた債務削減が一年遅れ、2016-2017年度となることを表明した²。

その後、2013年2月22日、Moody'sはイギリス国債の長期格付けを最上位の「Aaa」から「Aa1」に一段階引き下げることを発表している。

2013年の債務 1-2オーストラリアの財政目標

削減を目指した オーストラリアでは、労働党政権が2013年6月までの1年間に、15億豪ドルの財政黒字を確保することを公約し、IMFから「公的債務の水準が適度であることから、財政黒字への復帰を遅らせることもできる」³、と指摘された後も、財政黒字化の目標を掲げ続けていた。結局、2012年12月、オーストラリア財務相は税収の低迷により財政黒字化が困難であることを表明⁴し、2013年5月、財政黒字化が2016-2017年度にずれ込む見通しを示した⁵ものの、財政赤字・債務残高は他の先進国と比較して低位にとどまっている。

なお、田中(2004)によれば、オーストラリアにおいて財政赤字・債務残高の削減が進む背景として、経常収支の赤字の問題が挙げられている⁶。

¹ 内閣府(2013年2月28日)、「経済財政諮問会議、第5回記者会見要旨：平成25年 会議結果」

² HM Treasury. (5 Dec 2012). Autumn Statement 2012 to the House of Commons by the Rt Hon George Osborne, MP, Chancellor of the Exchequer.

³ International Monetary Fund. (20 Sep 2012). 2012 Article IV Consultation with Australia Preliminary Concluding Statement.

⁴ The Treasury. (20 Dec 2012). October Monthly Financial Statement; Global Economic Downturn; Surplus; Australian Economy.

⁵ The Treasury. (14 May 2013). Budget 2013.

⁶ 田中秀明(2004)、「財政ルール・目標と予算マネジメント改革 ケース・スタディ(1):オーストラリア」『RIETI Discussion Paper Series』, 04-J-033

田中(2004)によれば、「経常収支赤字は、国際金融市場における信頼性を弱め、国内利子率にリスクプレミアムを課すものと捉えられ、その対策として、財政赤字の削減が提唱された」。

2020 年度までの債務削減を目指す日本

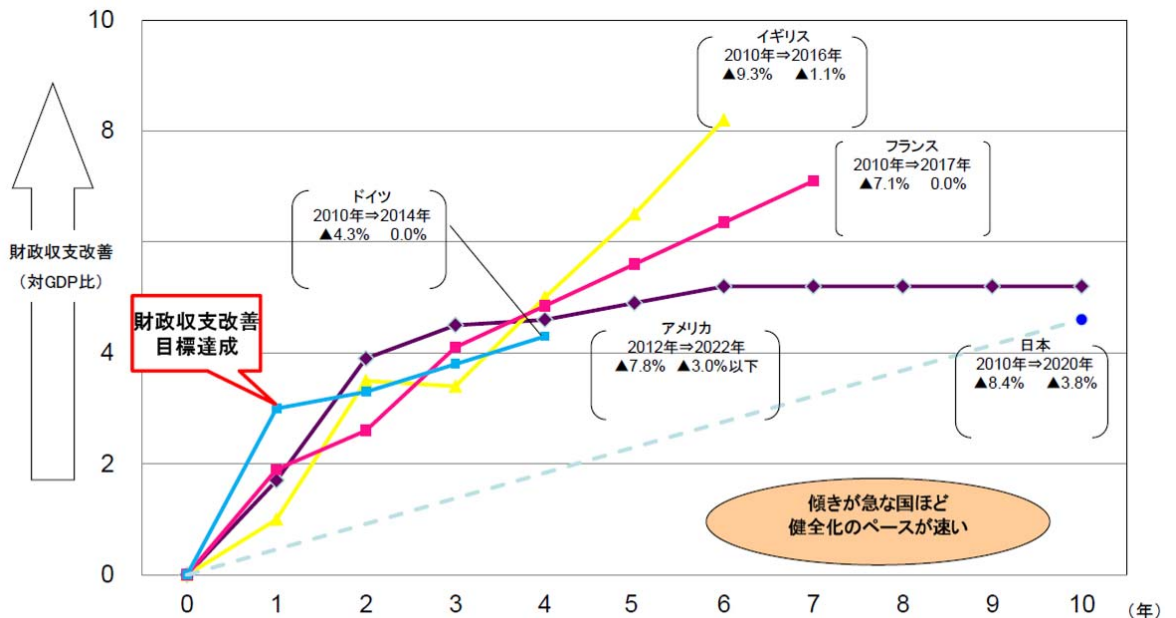
1-3日本の財政目標

日本では、2000 年代前半の自民党小泉政権より、財政指標として基礎的財政収支(プライマリーバランス)が注目されてきた。2010 年 6 月、民主党菅政権によって閣議決定された「財政運営戦略」でも、国・地方のプライマリーバランスの黒字化に向けて、図表 1 に示した財政目標が示されている。2012 年に自民党安倍政権へ交代したが、財政目標について特段の変更は見られない。

国・地方のプライマリーバランスは 1990 年代より赤字が続いており、自主的な財源のみでは行政サービスを提供できず、借入に頼らざるを得ない状況である。この結果、債務残高は増加を続け、2012 年 12 月末時点の国債および借入金残高は 997 兆円に達した⁷。

なお、図表 3 は財政収支改善(対 GDP 比)の取り組みについて、諸外国と日本を比較したものである。グラフの傾きが急な国ほど健全化ペースが速いが、日本はイギリス、フランス、ドイツ、アメリカと比較しても財政健全化のペースが遅いことが示されている。

図表 3. 主要国の財政健全化への取り組み



出所:財務省(2012)、「日本の財政を考える、8-(2) 諸外国(G7)の財政健全化目標」

イギリスおよびオーストラリアと比べて高い水準でインフラを整備してきた日本

2インフラ整備の推移

公的固定資本形成の分析を通じて、各国のインフラ整備を比較したい。インフラ整備の水準を対 GDP 比で見ると、図表 4 が示すとおりイギリスは 2~3%程度であり、三カ国で最も低い水準である。日本は 1990 年代後半、対 GDP 比で 7~8%程度のインフラ整備を行っていたが、その後減少傾向にあり、2005 年以降はオーストラリアが日本を逆転している。

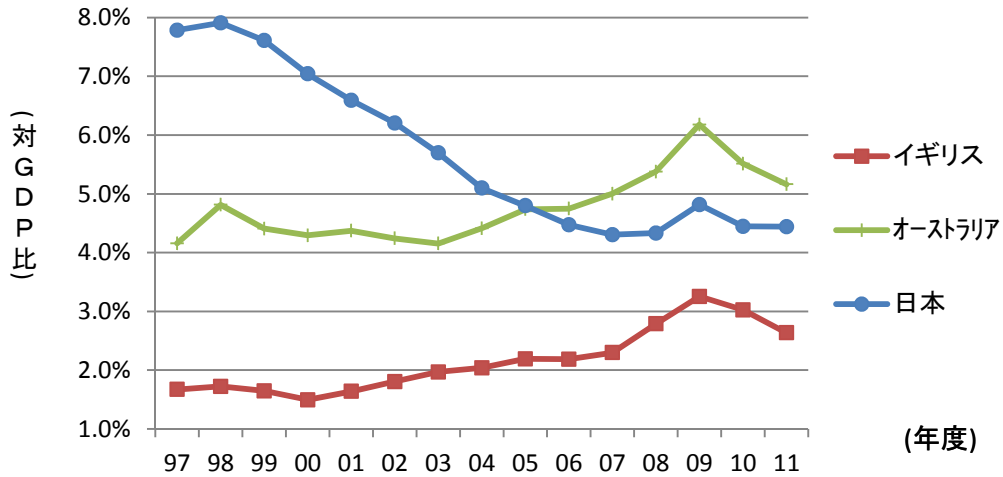
このことから、イギリスや日本のインフラ整備は成熟段階にある一方、オーストラリアは人口増加や資源需要の高まりを受けて、引き続きインフラ整備へのニーズが高いことが推察される。

また、日本については、イギリスおよび 2005 年までのオーストラリアと比べて高い水準でインフラを整備してきた。今後、老朽化が進む日本のインフラについて、多額の更新投資が必要になると懸念される。

⁷ 財務省(2013 年 2 月 8 日)、「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高 (平成 24 年 12 月末現在)」

なお、公的固定資本形成として、イギリスは General government および Public non-financial corporation の合計、オーストラリアは General government および Public corporations の合計、日本は 公的住宅、公的企業設備および一般政府の合計を示している。

図表 4. 公的固定資本形成が名目 GDP に占める割合



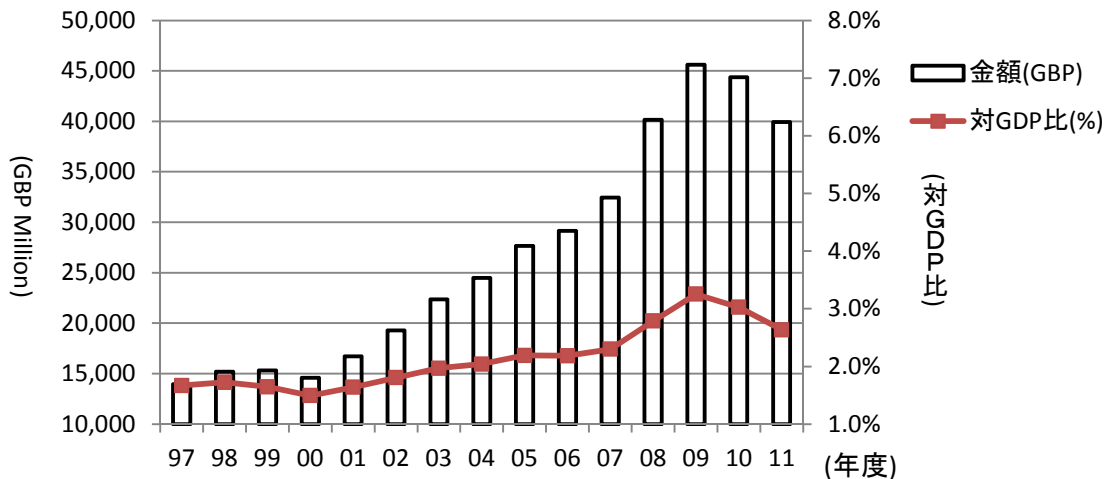
出所: ONS(2012). United Kingdom National Accounts – The Blue Book, 2012 Edition.
 ABS(2012). Australian System of National Accounts, 2011–12, cat. no. 5204.0.
 内閣府(2012)、「2011 年度国民経済計算(2005 年基準・93SNA)」より作成

GDP に占めるインフラ整備費の割合は、三カ国のうちイギリスが最低

2-1 イギリスの公的固定資本形成

イギリスの公的固定資本形成は、対 GDP 比で見ると、2000 年から 2009 年まで漸増した後、足下は減少傾向にある。また、公的固定資本形成の金額(名目値)は増加しており、2011 年度は 2002 年度と比較して二倍以上の水準である。2009 年まで GDP に占めるインフラ整備の割合が増加する傾向にあったが、オーストラリアや日本に比べると依然として低い水準である。

図表 5. 公的固定資本形成の推移(イギリス)



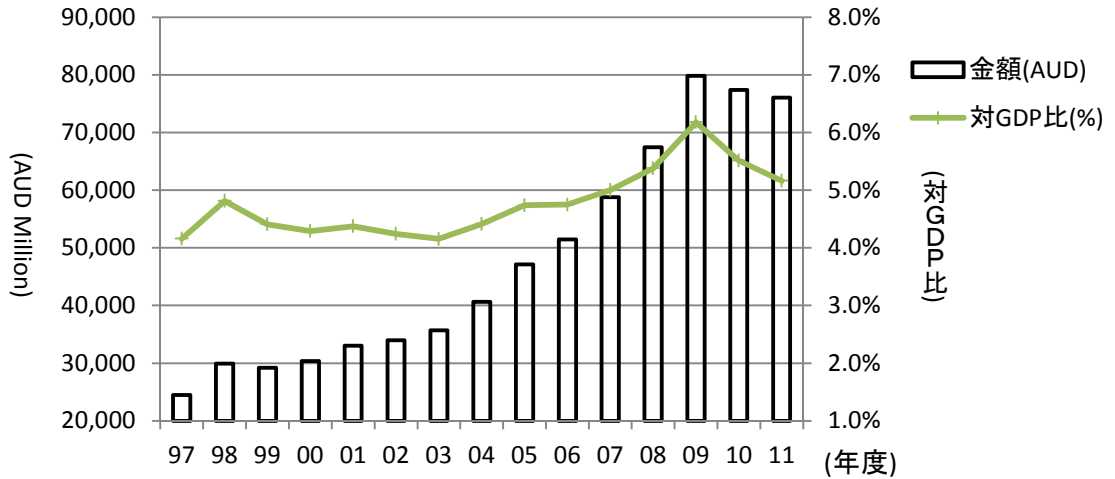
出所: ONS(2012). United Kingdom National Accounts – The Blue Book, 2012 Edition.より作成

増加するオーストラリアのインフラ整備費

2-2 オーストラリアの公的固定資本形成

オーストラリアの公的固定資本形成は、対 GDP 比で見ると、2003 年から 2009 年まで漸増した後、足下は減少傾向にある。2011 年度の公的固定資本形成は、対 GDP 比 5.2% であった。また、公的固定資本形成の金額(名目値)は増加しており、2011 年度は 2003 年度と比較して二倍以上の水準である。

図表 6. 公的固定資本形成の推移(オーストラリア)



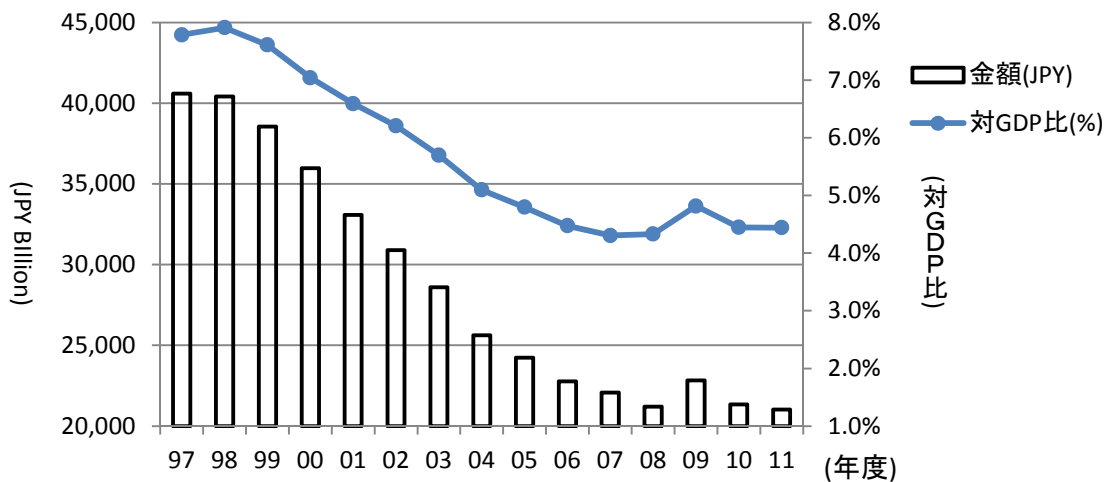
出所: ABS(2012). Australian System of National Accounts, 2011-12, cat. no. 5204.0より作成

減少する日本のインフラ整備費

2-3 日本の公的固定資本形成

日本の公的固定資本形成は、対 GDP 比で見ると、1980 年代初頭に 9% を超えていたが、2011 年度には 4.4% まで減少している。また、公的固定資本形成の金額(名目値)も減少しており、2011 年度は 1997 年度と比較しておよそ半分の水準である。

図表 7. 公的固定資本形成の推移(日本)



出所: 内閣府(2012)、「2011 年度国民経済計算(2005 年基準・93SNA)」より作成

イギリス・オーストラリアは日本より積極的に PPP/PFI を活用

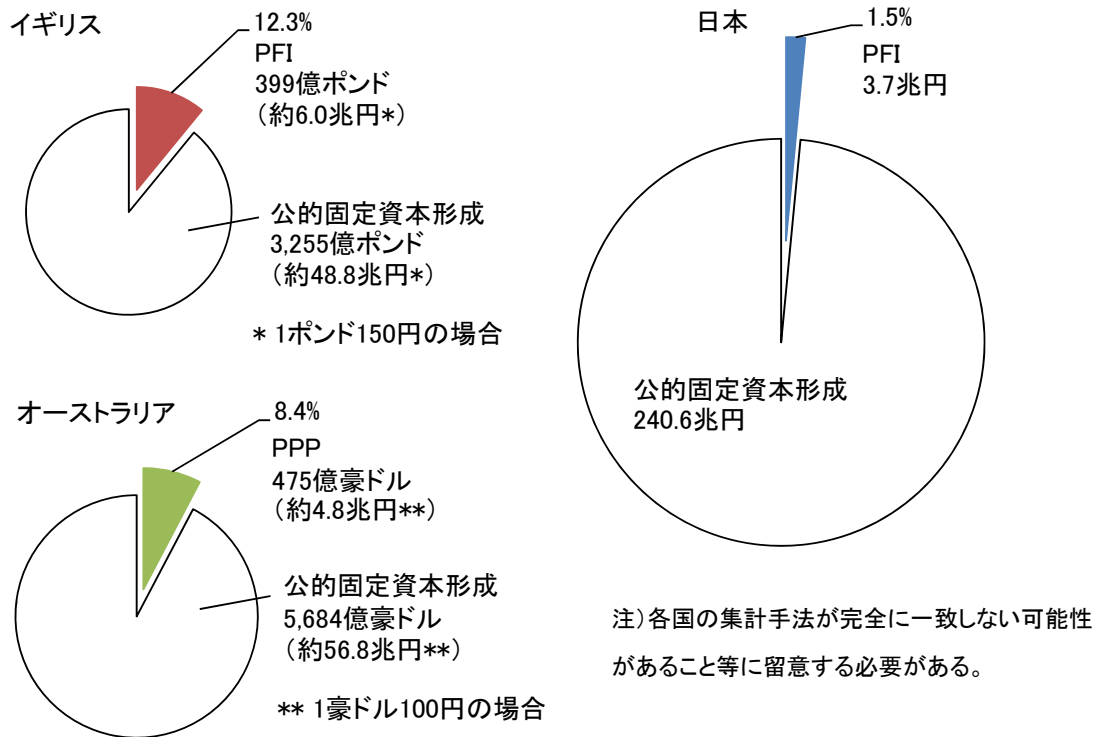
3 インフラ整備に占める PPP⁸/PFI の割合
 図表 8 のとおり、直近 10 年間の合計値を比較すると、公的固定資本形成のうち PPP/PFI (民間資金を活用したインフラ整備) が占める割合はイギリスで 12.3%、オーストラリアで 8.4% に達する一方、日本では 1.5% に過ぎなかった。しかしながら、日本の厳しい財政状況の中で老朽インフラを更新していくには、財政負担を軽減する PFI を活用していかざるを得ない状況と考えられる。

ここで、日本における直近 10 年間のインフラ整備費は約 240.6 兆円であることから、このうち 10% を PFI によって実施したと仮定すると、PFI 市場規模は 24 兆円ほどに達する。

なお、これらの比率について、PPP/PFI の事業費は後年度の維持管理・運営費等を含んでいること、各国の公的資本形成および PPP/PFI の集計方法が完全に一致しない可能性があることに留意する必要がある。

また、イギリスについては HM Treasury が集計した PFI、オーストラリアについては Infrastructure Australia が集計した PPP、日本については内閣府が集計した PFI を対象としている。

図表 8. 直近 10 年間の公的固定資本形成のうち PPP/PFI が占める割合



出所: HM Treasury(2012). PFI current projects list March 2012.

Infrastructure Australia(2013). Public Private Partnerships. PPP Projects Contracted.

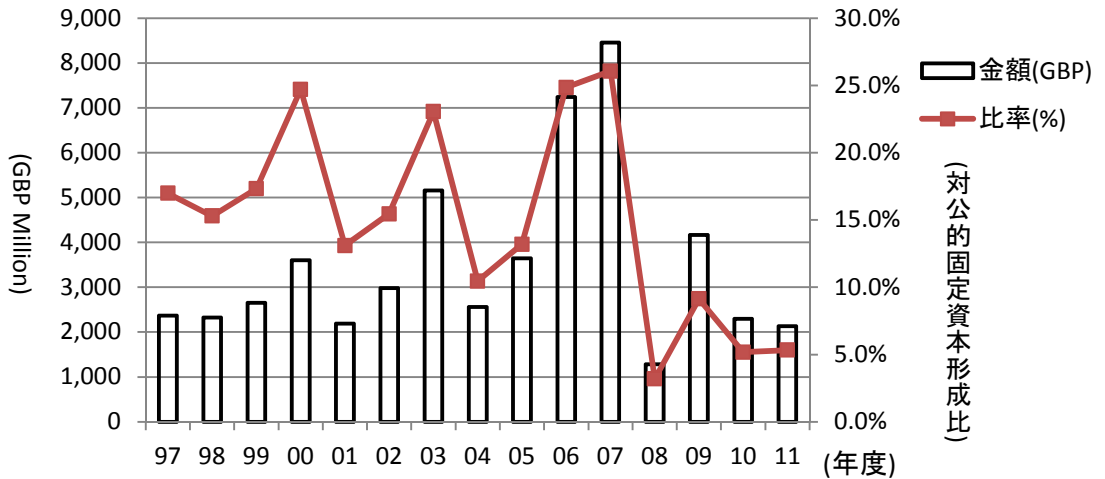
内閣府(2012)、「地域総合整備財団 自治体 PFI セミナー講義資料、PFI の現状について」より作成

⁸ PPP(Public Private Partnership: パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、日本では PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) より広義の概念として幅広い民間活用を指すことが一般的であるが、本稿では、資金調達まで民間事業者の業務範囲に含むオーストラリアにおける PPP を指している。

イギリスのインフラ整備に占める PFI の割合は多い年で 26.1%

3-1PFIによるインフラ整備の推移(イギリス)
 図表 9 は、イギリスの公的固定資本形成に占める PFI の割合の推移を示したものである。PFI の割合は多い年で 26.1% に達する。

図表 9. PFI の金額と公的固定資本形成に占める割合(イギリス)

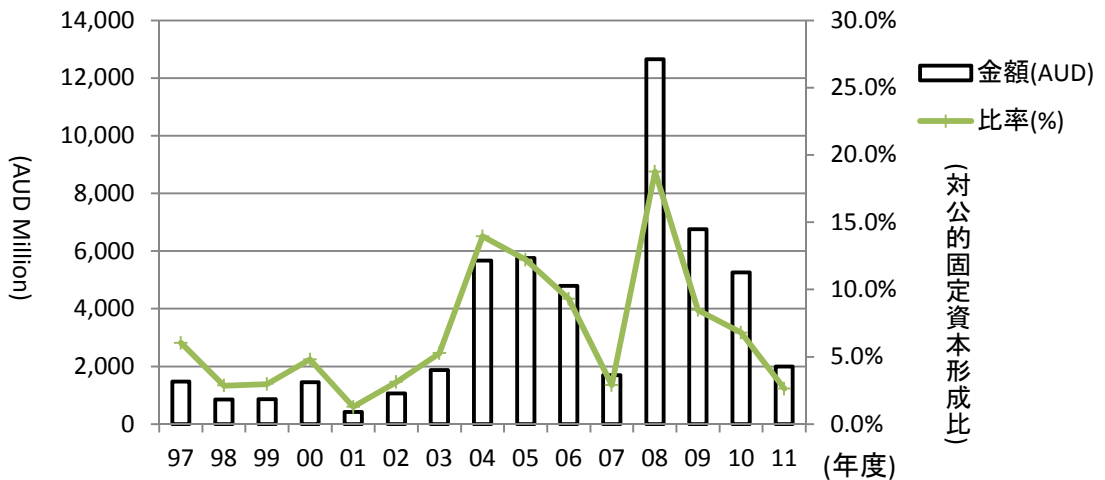


出所:HM Treasury(2012). PFI current projects list March 2012.より作成

オーストラリアのインフラ整備に占める PPP の割合は多い年で 18.7%

3-2PPPによるインフラ整備の推移(オーストラリア)
 図表 10 は、オーストラリアの公的固定資本形成に占める PPP の割合の推移を示したものである。PPP の割合は多い年で 18.7% に達する。

図表 10. PPP の金額と公的固定資本形成に占める割合(オーストラリア)



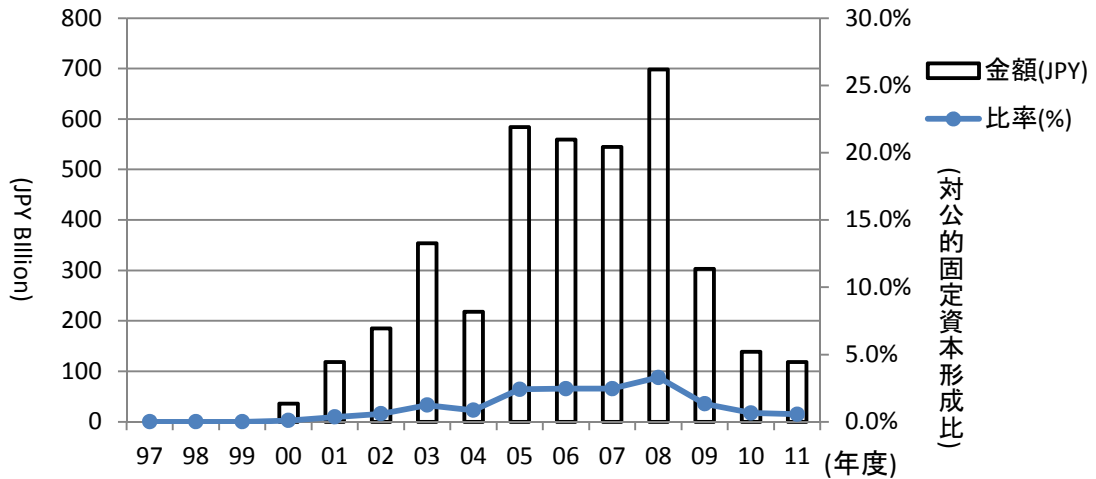
出所:Infrastructure Australia(2013). Public Private Partnerships. PPP Projects Contracted.より作成

日本のインフラ 3-3PFIによるインフラ整備の推移(日本)

整備に占める PFI の割合は多い年でも 3.3%

図表 11 は、日本の公的固定資本形成に占める PFI の割合の推移を示したものである。PFI 法が作られた 1999 年以降、PFI の割合は多くても 3.3%に留まっている。

図表 11. PFI の金額と公的固定資本形成に占める割合(日本)



出所:内閣府(2012)、「地域総合整備財団 自治体 PFI セミナー講義資料、PFI の現状について」より作成

イギリスとオーストラリアには、PPP/PFI をオフバランスにするルールが存在

4公的債務と PPP/PFI

各国の公的債務の金額は、国際比較が可能な数値として国民経済計算(GDP 統計)に示されている。この国民経済計算は、基本的に国連の定める基準(System of National Accounts, SNA)に従って作成されるが、各国が全く同じ作成基準を使っているわけではない。

EU で適用されている欧州国民経済計算体系(European System of Accounts, ESA)は、SNA との整合性を原則として確保しながら、EU での利用のために詳細な定義や会計基準等を定めたものである。また、日本では SNA 93 が適用されている一方、オーストラリアでは SNA 93 を改訂した 2008 SNA が 2009 年度より適用されている。なお、2016 年に、日本も 2008 SNA に移行予定⁹である。

図表 12. 国民経済計算と PPP/PFI

	国民経済計算の作成基準	PPP/PFIの計算ルール
イギリス	ESA 95	"risk"と"reward"に関するルール
オーストラリア	2008 SNA	"risk"と"reward"に関するルール
日本	SNA 93	規定なし

出所:European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank(2009). System of National Accounts 2008., Eurostat(2013). Manual on Government Deficit and Debt, Implementation of ESA95.より作成

⁹ 奥本佳伸(2012)、「新しい国民経済計算体系 2008SNA について」『千葉大学経済研究』, 26, (4).

奥本(2012)によれば、「日本は 2016 年の SNA の基準改定の際に導入することを予定しており、主要国の中では遅い方と言えるであろう。ただし、2008SNA の中で、可能なものについては 2016 年を待たずとも、毎年の SNA 確報を公表する際に対応するとしている」。

なお、各種統計によって公的債務の金額は異なるが、ここでは国民経済計算に示される一般政府ベースの金額について言及している。

国民経済計算の作成基準の違いから、PPP/PFI が公的債務の金額に与える影響も異なっている。

PPP/PFI に関する計算ルールとして、イギリスの ESA 95 およびオーストラリアの 2008 SNA では、“risk”と“reward”に関するルールが示されているものの、日本の SNA 93 では特段の定めがない。ここで、“risk”と“reward”に関するルールとは、PPP/PFI に関する固定資産の経済的所有権について、官民それぞれが担うリスクとリターンをもとに決定するものである。ESA 95 において、特に着目すべきリスクは、建設リスク、アベイラビリティ（施設の利用可能度）リスクおよび需要リスクの三つとされている。公的部門から民間に対するリスク移転の度合いによっては、PPP/PFI に関する資産・負債が公的部門からオフバランスされる。

つまり、イギリスとオーストラリアには日本と異なり、リスク分担によっては、公的債務の金額を増やさずに PPP/PFI を実施する仕組みが存在する。

ここで、日本においても、2008 SNA への移行が予定されており、PFI に“risk”と“reward”に関するルールが導入される可能性がある。もちろん、このようなルールの導入によって、PFI に基づく後年度の公的負担が見過ごされ、財政の硬直化を招く危険性も考えられる。その一方で、公的部門と民間が適切なリスク分担を進めるインセンティブにもなり得る。また、適切なリスク分担を進めることは、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という、内閣府が定めた「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」の考え方に沿ったものである。

2008 SNA では“risk”と“reward”に関するルールが示されているものの、ESA95 と比べて記載内容は少なく、詳細な運用まで定められていない。今後、2008 SNA への移行にあたって、PFI に関するルールの適切な運用が期待される。

日本においてリスク移転が評価された PFI は少数にとどまる

5 公的部門から民間に対するリスク移転の評価について

公的部門から民間へのリスク移転の度合いは、PPP/PFI が公的債務の金額に与える影響を左右するとともに、VFM¹⁰ (PFI 導入の効果) の算定にも影響を与える。図表 13 のとおり、イギリス、オーストラリアおよび日本のいずれの国においても、VFM の算定にあたって、公的部門から民間に対するリスク移転を評価するためのガイドラインが用意されている。

図表 13. リスク移転の評価方法を規定するガイドライン

	ガイドラインの名称	発行元	発行年
イギリス	Value for Money Assessment Guidance	HM Treasury	2006
オーストラリア	Public Sector Comparator Guidance	Infrastructure Australia	2008
日本	VFMに関するガイドライン	内閣府	2007 (改定)

出所：日本政策投資銀行にて作成

¹⁰ VFM(Value For Money：バリュー・フォー・マネー) とは、PFI 導入の効果を示すもの。同一の目的を有する 2 つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFM がある」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない」という。

例えば、日本では「VFM に関するガイドライン」においてリスク調整の考え方が示されている。当該ガイドラインには、公的部門から民間へのリスク移転を評価するにあたって、「コストオーバーラン、タイムオーバーランによる負担は影響度の大きいものと考えられる」、と記載されている。つまり、物価上昇に伴って費用が増加するリスクや、完工遅延に伴って費用が増加するリスクなど、通常の公共事業において公的部門が抱えているリスクが、PFI では民間に移転される場合、リスク移転によって公的部門の負担が軽減した、と評価される。

図表 14 は、日本の PFI のうち、リスク移転を評価した具体例を示したものである。リスク移転の評価について、その詳細は公表されていないが、施設が火災等により毀損される場合のリスクや、設計変更等による工期延期に伴う開業遅延による収入不足等が評価されている。

図表 14. VFM 算定時のリスク移転の評価

事業名	実施方針公表	リスク調整費の算定方法
桑名市図書館等複合公共施設特定事業	2001/6	定量化が可能なものについて定量化し、市の財政負担の3%となった。
とがやま温泉施設整備事業(八鹿町)	2001/7	リスク調整コストは175百万円となった。
多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業(東京都)	2002/7	都の金銭的負担を算出できるリスクとして、施設が火災等により毀損される場合のリスク等を対象とした。
寒川浄水場排水処理施設更新等事業(神奈川県)	2002/8	リスクを定量化すると、建設期間及び維持管理・運営期間を通じて、総額409百万円となった。
鯖江駅周辺駐車場整備事業	2002/9	設計変更等による工期延期に伴う開業遅延による収入不足と運営段階における収入変動リスク移転額とした。
新総合福祉・ボランティア・NPO 会館(仮称)等整備事業(岡山県)	2002/10	事業者に移転されるリスクの額は約110百万円となった。
(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業(仙台市)	2002/11	施設の損傷リスク等を含む主要なものについて、定量化した。

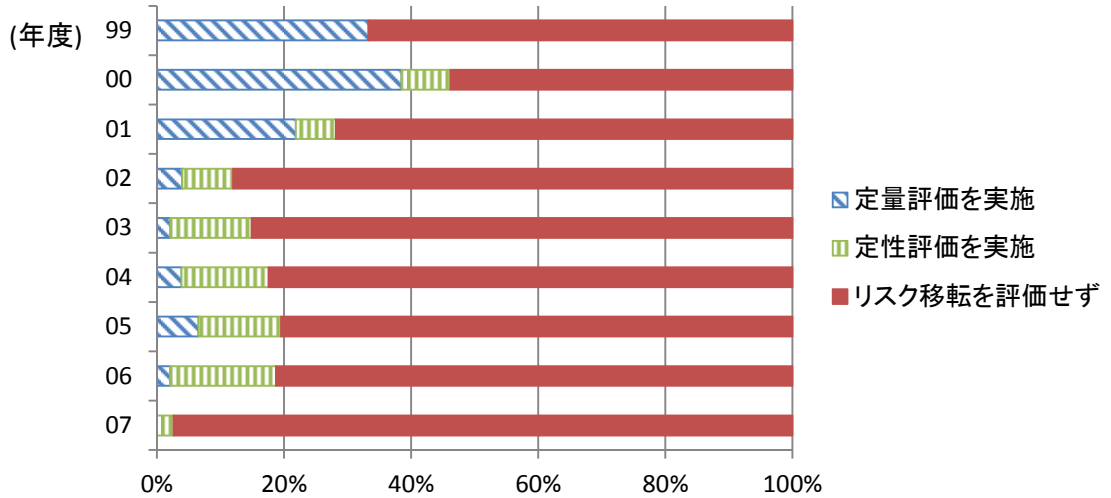
出所:内閣府(2005)、「PFI 事業導入の手引き 実務編 ステップ 3 Q3-2 リスク調整費はどのように算定するのですか。」より作成

ここで、イギリスでは、日本総合研究所(2009)によれば、「リスク移転の効果を考慮することは、PFI 方式の採用を決定するうえで欠かせないもの」¹¹となっている。その一方、日本では図表 15 のとおり、近年、VFM 算定にあたってリスク移転が評価された事業は少数にとどまる。

¹¹ 日本総合研究所(2009)、「PFI 事業におけるリスクマネジメントのあり方に関する調査 報告書」

日本総合研究所(2009)によれば、「英国、フランスでは「リスク移転の評価無しに VFM が出ることはない」、つまり、PFI として実施するための建設費や維持管理費は通常 PFI・PPP の方が低くなるという理解はされていない」。

図表 15. 日本の PFI のうちリスク移転を評価した事業の割合



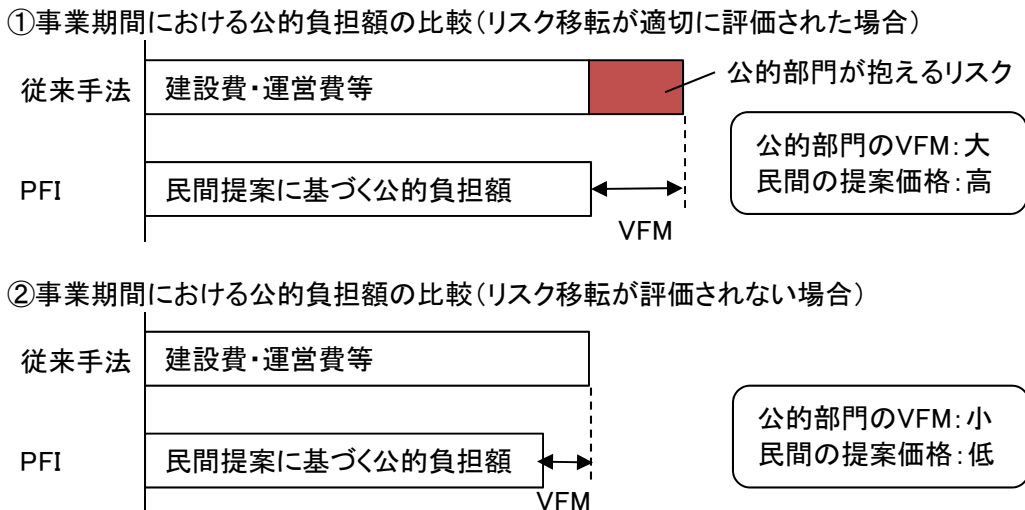
出所:国土交通省 関東地方整備局(2009)、「社会資本整備等における民間活力の活用等に向けた制度改善提案」より作成

図表 16 は、リスク移転の評価が PFI に与える影響を示したものである。

日本ではリスク移転が十分評価されていないため、公的部門にとって、VFM が生まれにくい状況であると考えられる。この結果、リスク移転を評価すれば VFM が生まれる事業であっても、リスク移転が評価されないため PFI としての事業化が断念され、PFI 市場の拡大が抑制されていることが懸念される。

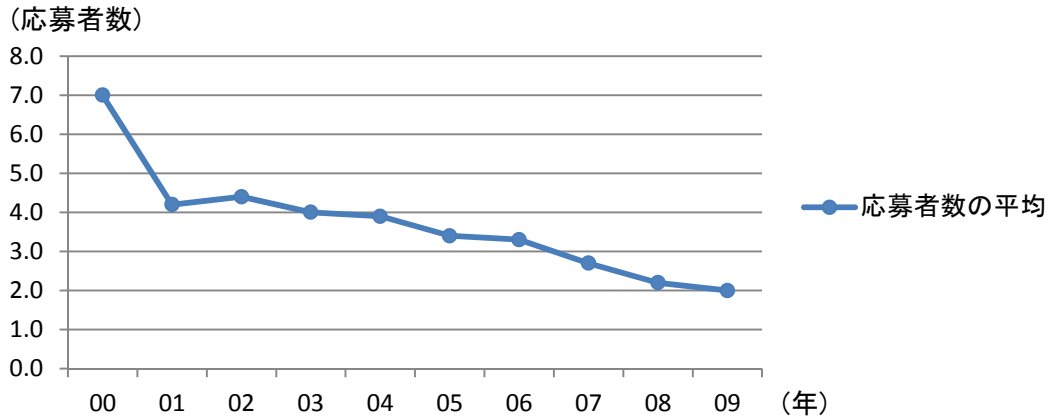
また、民間にとって、リスク移転が評価されない場合、入札にあたって公的部門の設定する予定価格が低下することを意味する。この場合、公的部門から民間へリスクが移転されているにもかかわらず、予定価格にリスク移転の対価が織り込まれていないため、民間は提案価格を引き下げざるを得ない。この結果、民間側はリスク・リターンに見合ったビジネスチャンスが得られず、図表 17 のとおり PFI 事業への応募者数が減少傾向にあるのではないだろうか。

図表 16. リスク移転の評価が PFI に与える影響



出所:日本政策投資銀行にて作成

図表 17. 日本の PFI 事業に対する応募者数の推移



出所:内閣府(2009)、「PFIに関する年次報告(平成 21 年度)」より作成

6 イギリス、オーストラリアとの比較分析を通じた日本への示唆

PPP/PFI について、日本とイギリスおよびオーストラリアの比較を通じて得られた示唆は、次の三つである。

(1) 日本のインフラ整備費に占める PFI の割合は低いが、今後、日本の厳しい財政状況の中で老朽化するインフラを更新していくには、財政負担を軽減する PFI を活用していかざるを得ない状況と考えられる。

(2) イギリスとオーストラリアでは日本と異なり、公的部門から民間へのリスク移転の度合いによっては、PFI に基づく資産・負債が公的部門からオフバランスされる。日本においても、将来的に PFI がより活用される可能性に備えて、公的債務が諸外国と比べて過大評価されないように、PFI に関する国民経済計算(GDP 統計)のルールを、国際基準に合わせることを検討する必要がある。

(3) 公的部門から民間へのリスク移転の度合いは、PPP/PFI が公的債務の金額に与える影響を左右するとともに、VFM の算定にも影響を与える。日本において、リスク移転の評価について認識が広がることが期待される。



本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い、転載・複製する際は、必ず、出所:日本政策投資銀行と明記して下さい。

(お問い合わせ先)

株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 副調査役 外間政貴

〒100-8178

東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

Tel: 03-3244-1750

E-mail: mahokam@dbj.jp

HP: http://www.dbj.jp/co/info/branchnews/head_office.html